貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年１１月)

１１月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社アイ・アル（法人番号７４３０００１０６１３０６）代表者高清水仁彦	北海道札幌市豊平区月寒４条７丁目３－２２　プリモ月寒１０２	札幌営業所	北海道札幌市豊平区月寒４条７丁目３－２２　プリモ月寒１０２	R1.11.19	文書警告	貨物自動車運送事業法第５９条第１項	令和元年１０月９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運輸開始期限違反（貨物自動車運送事業法第５９条第１項）	０	０
2	有限会社堀松運輸（法人番号３４３０００２０５９８６４）　代表者堀松英樹	北海道苫小牧市新開町３丁目１４番４号	札幌営業所	北海道札幌市白石区米里１条４丁目９－１	R1.11.25	輸送施設の使用停止（１３０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項　他５件	令和元年６月４日及び令和元年８月１６日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第６条第１項第１号）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第６項）、（３）点呼の記録の改ざん・不実記載（安全規則第７条第５項）、（４）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録義務違反（安全規則第１０条第１項）、（６）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	13	13
3	三宝運輸株式会社（法人番号５４６００１０００７００）　代表者菅原隆三	北海道釧路市鳥取南６－２－１９	帯広営業所	北海道河西郡芽室町東芽室基線１３－１５・１４	R1.11.25	輸送施設の使用停止（３５日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第４号他７件	令和元年７月２６日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。８件の違反が認められた。（１）事業計画変更認可義務違反［自動車車庫の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第２条第１項第４号）、（２）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（施行規則第６条第１項第１号）、（３）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第７条第１項、第２項）、（４）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）、（６）整備不良車両等運行（安全規則第１３条本文関係）、（７）日常点検の実施義務違反（安全規則第１３条本文関係）、（８）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第１３条本文関係、第１号）	４	４
	以下余白									